

意見書案第3号

意見書案について

別紙、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(案)」を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月21日提出

加西市議会議長 森田博美 様

提出者	加西市議会議員	高橋佐代子
賛成者	〃	織部 徹
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	植田 通孝
〃	〃	中右 憲利
〃	〃	深田 真史
〃	〃	松尾 幸宏

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）

建設現場で働く県内の労働者は約 203,100 人、うち加西市 1,000 人、県内の許可業者は 20,269 社、うち加西市 235 社を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献している。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり建設労働者の生活を不安定なものにしている。

国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成 12 年 11 月 27 日に公布、平成 13 年 2 月 16 日に施行され「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」という付帯決議が国会でなされたところである。

なお、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

については、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要である。

よって、国におかれては、下記の項目を実施されるよう強く求める。

記

1. 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公共工事における賃金等確保法」の制定を進めること。
2. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 21 日

兵庫県加西市議会